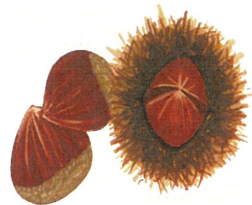


令和元年



秋の全国交通安全運動実施要綱

《実施期間》 令和元年9月21日（土）から9月30日（月）までの10日間

《目的》 県民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る。

《スローガン》 安全を つなげて広げて 事故ゼロへ

- 《運動の重点》
- 1 子供と高齢者の安全な通行の確保
 - 2 高齢運転者の交通事故防止
 - 3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
 - 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 5 飲酒運転の根絶
 - 6 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



《統一主要行事》

行事名	実施日	内 容
運動事前広報街頭指導の日	9月20日 (金)	本運動の開始を事前広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。
横断歩道における歩行者保護対策強化の日	9月26日 (木)	交通需要の多い横断歩道等における歩行者の保護誘導並びに歩行者及び運転者に対する街頭啓発・指導を推進する。
交通事故死ゼロを目指す日	9月30日 (月)	全国一斉に行う「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせ、子供と高齢者を対象とした交通安全講習会や参加・体験・実践型の交通教室を開催し、交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の促進を図る。

運動の重点

子供と高齢者の安全な通行の確保

- 1 幼児・児童の交通事故防止
 - (1) 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における幼児・児童の安全確保
 - (2) 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者から幼児・児童への教育の促進
- 2 高齢者の交通事故防止
 - (1) 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
 - (2) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施



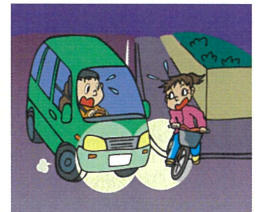
高齢運転者の交通事故防止

- 1 高齢運転者に対する加齢に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- 2 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカー（通略：サポカーS）の普及啓発
- 3 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進
- 4 運転免許証の自主返納制度の周知及び自主返納者に対する各種支援施策の推進



夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

- 1 反射材用品等の着用の推進
- 2 自転車乗用中の交通事故防止のための実施内容
 - (1) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
 - (2) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進
 - (3) 交通事故時の被害軽減に資するヘルメット着用の推進
- 3 静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知
「自転車損害賠償保険等への加入」・「児童・中学生の自転車通学時の乗車用ヘルメット着用」
※ 令和元年10月1日（火）から義務化
- 4 自動車運転者に対する実施内容
 - (1) 夕暮れ時における早めの前照灯点灯の励行【点灯目安時刻：16:00】
 - (2) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
 - (3) 横断歩道における歩行者優先の徹底と子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進



全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 1 後部座席を含めたシートベルトとチャイルドシート着用義務の周知徹底
- 2 シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進

飲酒運転の根絶

- 1 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの推進
- 2 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- 3 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせないため運転者教育の推進

各市町交通安全対策協議会等が決定した事項の推進

2019年度交通安全運動基本方針において、各市町交通安全対策協議会等が策定した年間事故防止重点を中心とした対策の推進